

令和5年度（後期授業料分）「名桜大学独自の授業料減免」募集要項

令和5年度（後期授業料分）「名桜大学独自の授業減免」の申請を受付けます。本減免制度は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項に既定する授業料減免対象者以外の正規学生で、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、対象学生の学業成績が優秀で、標準修業年限で卒業し、又は修了できる見込みがあると判断される者を対象に授業料の半額を免除することを目的としています。

1. 対象

- ・大学院正規学生（留学生及び研究生除く）
- ・専攻科生
- ・学群・学部学生で高等教育の修学支援制度の対象外（高校卒業後3年以上で大学へ入学等）である者（留学生除く）

2. 申請資格

本学に在学する学生で、次の（1）～（3）の要件を全て満たす者

- （1）学費を支弁することが困難である者
- （2）家計の経済状況に関する基準

申請者及びその生計を維持する者（原則父母）の収入の状況（減免額算定基準額※1）が、51,300円未満である者

※1 今回の募集では2022年（1～12月）の収入に基づく令和5年度住民税情報で審査します。

「進学資金シミュレーター」で制度の対象か確認してください。

収入基準（減免額算定基準額）については、日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」で、あなたの世帯構成で収入基準に該当するかおよその目安として確認できます。

日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」

「奨学金選択シミュレーション」⇒「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」でシミュレーションし、「支援の対象」と表示されるか確認してください。

【シミュレーションにあたっての注意事項】

・給与収入等を入力する必要がありますので、給与や公的年金の収入金額は源泉徴収票や住民税課税決定通知書（特別徴収税額の通知書）、それ以外の所得金額は確定申告等で確認することができます。書類を手元に準備したうえで、シミュレーションを行ってください。

・シミュレーションの「結果表示画面」を印刷し、提出してください。

(3) 学業成績等に関する基準

修業年限を超えておらず、令和 5 年度前期までに、標準修得単位数を修得している者。ただし、休学による場合はこの限りではありません。

区分	算出方法※
学群・学部、専攻科、大学院修士課程、 大学院博士前期課程	卒業（修了）要件単位×（在籍学期数÷卒業（修了）までの学期数
大学院博士後期課程	修了要件単位×在学年数÷修業年限

※入学後最初の学期及び助産学専攻科においては、入学試験合格をもって標準修得単位数を修得しているものとみなす。

※在籍学期数及び在学年数には、減免を受けようとする学期及び年数は含まない。

※長期履修学生は別に定める方法により算出する。

3. 申請期間

令和 5 年 11 月 20 日（月）～12 月 8 日（金） 17:00 【厳守】

4. 提出先

学生課学生サポート係

5. 提出物

- (1) 授業料減免申請書（様式第 1 号）
- (2) 生計維持者（原則父母）及び学生本人の住民票の写し
- (3) 生計維持者（原則父母）及び学生本人の令和 5 年度課税証明書（2022 年 1 月～12 月収入）。なお、課税証明書には、次の項目が記載されていることが必要です。
①課税標準額 ②調整控除額 ③調整額 ④扶養親族の数 ⑤合計所得金額
⑥総所得金額等 ⑦本人該当区分
- (4) 進学資金シミュレーターの結果表示画面を印刷したもの

6. 選考結果の通知

令和 5 年 12 月末（予定）

7. 令和 5 年度後期の授業料納付について

- ① 本選考結果通知時点で既に納付している場合
採用の場合：採用決定後、後期授業料の半額を払い戻します。
- ② 本選考結果通知時点で徴収猶予申請をしている場合
採用の場合：後期授業料の半額を差し引いた額を期限内で納付してください。
不採用の場合：納付期限内で後期授業料を納めてください。

4 資産の申告

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産合計は 2,000 万円未満（生計維持者が一人の場合は 1,250 万円未満）ですか。	はい ・ いいえ
--	----------

※ 「いいえ」を選んだ場合は、基準を満たしていないため、授業料等減免を受けられません。

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産額（1 万円未満は切り捨てて記入）	申請者（あなた）	生計維持者 1	生計維持者 2